

秋田労働基準監督署発表  
令和5年12月7日

【照会先】  
秋田労働基準監督署  
副署長 貝田 直也  
安全衛生課長 佐藤 永史  
(電話) 018-801 - 0822

報道関係者 各位

## 【秋田監督署】改正石綿障害予防規則に係る 労働災害防止等講習会の開催について

秋田労働基準監督署（署長 金谷 繁夫）は、改正石綿障害予防規則等に係る講習会を下記により開催します。

### 講習会の目的

秋田労働基準監督署において、改正石綿障害予防規則に係る労働災害防止等講習会を開催することといたしました。

石綿は耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物であり、安価で加工しやすいことから建築材料に多く使用されてきたものの肺がんや中皮腫等の重篤な健康被害を引き起こすことから、日本では平成18年9月に製造・使用等が禁止されています。しかしながら、それより以前に着工した建築物・工作物等には石綿が使用されている可能性が高く、解体・改修工事を行う際は適切な石綿ばく露防止対策が必要となります。

厚生労働省では、石綿の取扱いに係る管理を一層徹底するため、令和2年10月から改正石綿障害予防規則を順次施行し、令和5年10月1日からは建築物の石綿事前調査は、建築物石綿含有建材調査者に行わせることが義務となりました。

このような状況を踏まえ、改正石綿障害予防規則を中心に、来年4月から始まる建設業における時間外労働の上限規制等についても説明を行います。

### 講習会の概要

- ・日時：令和5年12月15日（金）午後2時00分から午後4時00分まで
- ・場所：秋田テルサ ホール（一般財団法人秋田市勤労者福祉振興協会）  
秋田市御所野地蔵田3-1-1
- ・内容：改正石綿障害予防規則等について  
建設業における働き方改革について
- ・対象：秋田労働基準監督署管内の建設工事業者

### 参加申込み、費用

- ・参加費用は無料です。
- ・参加申込みは、秋田労働基準監督署の下記担当までご連絡下さい。なお、開催案内が届いた事業場は案内に従ってお申込みください。

参加申込み先等

秋田労働基準監督署 安全衛生課（担当：原田、佐藤）

〒010-0951 秋田市山王7丁目1-4 秋田第二合同庁舎2階 TEL：018-801-0822

報道機関の皆様には、労働災害防止に向けた取組等について、関係者をはじめ県民に広く浸透するよう、取材・報道をお願いします。